

住宅災害資金について

貸付事由	会員が、激甚災害により自己の住宅に2分の1以上の損害を受け、新築等のため資金を必要とするとき。（災害見舞金の給付を受けた会員のみ）
貸付額	10万円単位とし、200万円以内で契約額の範囲内
利率	年利0.83%
返済回数	200回以内
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	月末締切、翌月25日送金（申込みは災害発生から2年以内）
提出書類	住宅災害資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「住宅災害資金貸付申込書（貸付第3号様式）」を提出して行います。
添付書類	添付書類 <input type="checkbox"/> 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） <input type="checkbox"/> 資金計画書（貸付第2-2号様式） <input type="checkbox"/> 別表1に掲げる添付書類
備考	工事完了後は、直ちに完了報告書（貸付第2-5号様式）と別表2に掲げる添付書類を提出します。 定年退職予定5年以内の場合または休職、休業等による無給者の場合、新たな貸付は行いません。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 （一財）新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて